

毛呂山町建設工事等における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

1【入札額に相違があった場合】

入札金額見積内訳書の（以下、「内訳書」という。）入札額と埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）に入力された入札額に違いがあった場合、いかなる場合でも電子入札システムに入力された金額を当該入札の入札額とする。

2【内訳書の提出を求めた場合における内訳書の未提出】

発注者が入札書の提出時に内訳書の提出を求めた場合、次の場合は内訳書の未提出として、当該入札参加者の入札は原則無効とする。

- （１）内訳書の全部が提出されていない場合。
- （２）内訳書の一部が提出されていない場合。
- （３）内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のないものと発注者が判断した場合。
- （４）内訳書に記載された工事名、工事場所、直接工事費の内訳及び入札額等から、明らかに他の工事の内訳書と発注者が判断した場合。
- （５）内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに当該内訳書が入札書を提出した者と異なる者の内訳書と発注者が判断した場合。
- （６）上記（１）から（５）以外で発注者が「内訳書の未提出」と判断した場合。

3【不備な内訳書】

「不備な内訳書」は次のものとし、当該内訳書を提出した者の入札を原則無効とする。

- （１）上記２（５）に規定する他社の内訳書と一緒に提出された内訳書
- （２）複数の内訳書が提出された場合、その内訳書の入札額が異なる場合の各内訳書
- （３）入札額だけが記載された内訳書
- （４）内訳書の入札額の内訳部分において、発注者が「必ず記入」とした欄に金額が記載されていない内訳書。
- （５）工事名、工事場所の欄に記載がない内訳書
- （６）入札参加者の所在地、名称・商号、代表者名の欄に記載がない内訳書
- （７）上記（１）から（６）以外で発注者が「不備な内訳書」と判断した内訳書

4【その他】

- （１）入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。
- （２）この取扱いは、平成２７年４月１日以降に公告又は指名通知等を行う入札から適用する。